

事務連絡
令和6年5月21日

指定居宅介護支援事業所
及び 指定総合事業サービス事業所 御中

安曇野市福祉部
高齢者介護課

令和6年度介護報酬改定に伴う介護予防・日常生活支援総合事業の請求等に係る留意事項
の補足事項について

平素より、適切な介護サービスの提供にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年5月13日付6高第715号（以下「通知」）にて、令和6年4月1日の改正による介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の請求に係る留意点等をお知らせいたしましたが、下記のとおり通知に係る補足事項をまとめましたので、ご確認ください。

記

- Q1 通知1(1)においてA6サービスについては、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画上において、あらかじめ送迎減算の有無を位置付けたうえで、実際の送迎の実績に基づき、減算を適用することとあるが、送迎減算を適用する場合は、個別サービス計画書のみではなく、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画にも送迎減算の有無を位置付ける必要があるのか。
- A1 A6サービスについては、あらかじめ送迎減算を計画に位置付けていた利用者が、利用者の都合でサービスを利用しなかった場合は、当該日分の送迎減算は適用しないこととしており、サービスを利用しない月は、計画より実際の請求が多くなることが起こりうる。このため、請求が増加した場合の根拠を明確化するため、プラン上にも送迎減算について位置付けることとしている。なお、送迎減算を位置付けた理由については、担当者会議の記録や支援経過等に記載すること。また、プラン上に送迎減算を位置付ける場合は、軽微な変更として、手書き等で上書きしていただく対応でも構わない。
- Q2 令和6年4月サービス提供分についても、送迎減算を適用する場合は、プラン上に送迎減算を位置付けることが必要か。
- A2 通知の発出が5月だったことから、4月サービス提供分に限り、プラン上に送迎減算の記載がなくても送迎減算を適用できることとする。

〒399-8281 安曇野市豊科 6000 番地
安曇野市 福祉部 高齢者介護課 介護予防担当
電話 0263-71-2474（直通）